



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の 取組状況について



受動喫煙の
ない社会を!

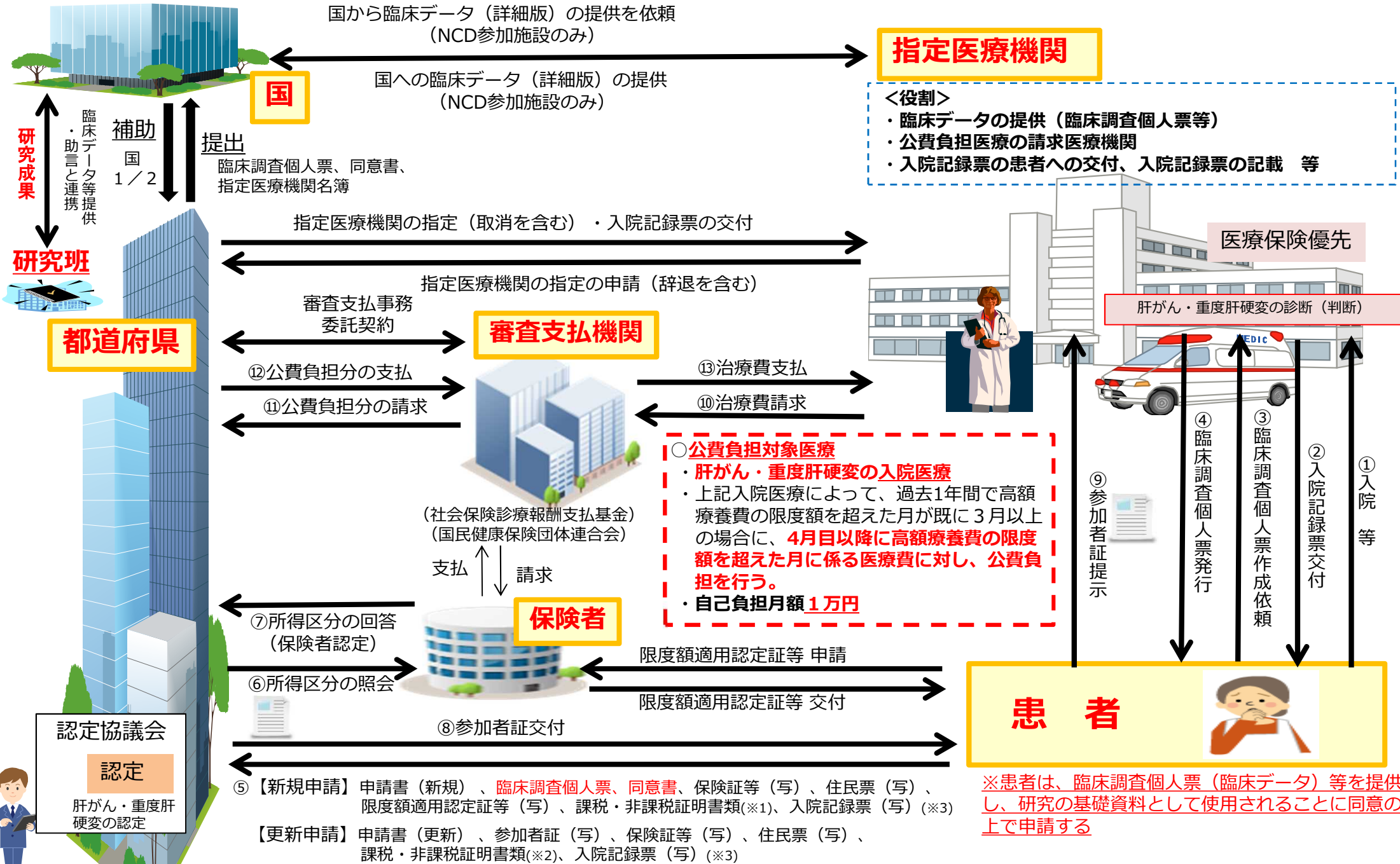


肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施（平成30年12月開始）。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者 (所得制限: 年収約370万円以下を対象)
対象医療	指定医療機関における肝がん・重度肝硬変の入院医療で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月日以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担月額	1万円
財源負担	国 1/2 地方 1/2

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の事務フロー



- ⑤【新規申請】 申請書（新規）、臨床調査個人票、同意書、保険証等（写）、住民票（写）、限度額適用認定証等（写）、課税・非課税証明書類（※1）、入院記録票（写）（※3）
- 【更新申請】 申請書（更新）、参加者証（写）、保険証等（写）、住民票（写）、課税・非課税証明書類（※2）、入院記録票（写）（※3）

※1 70歳以上の申請者で所得区分が一般の者のみ必要 ※2 国保組合に加入している者又は被用者保険に加入し所得区分が低所得の者のみ必要
 ※3 自己負担額が高額療養費算定基準額を超えた月が12月中に既に3月以上あることが記載されているもの

※患者は、臨床調査個人票（臨床データ）等を提供し、研究の基礎資料として使用されることに同意の上で申請する

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の事務フロー

事務フローの例

30年11月	30年12月	31年1月	31年2月	31年3月
入院1月目	入院なし	入院2月目	入院3月目	入院4月目

①医療機関→患者
 ○制度があることを説明
 ○入院記録票を交付・記載

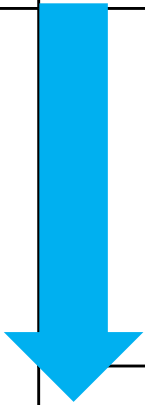


②医療機関→患者
 ○入院記録票を記載



③医療機関→患者（入院3月目又は4月目）
 ○過去1年で既に3月入院しており、制度の詳細を説明
 ※入院の医療費が過去1年で既に3月高額療養費算定基準額を超えている必要。高額療養費が支給されている患者さんは、多くの場合、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている。
 ○入院記録票を記載

④患者→都道府県（入院3月目又は4月目）
 ○助成の申請書及び以下の添付書類を提出
 (1)臨床調査個人票及び同意書
 (2)被保険者証の写し（高齢受給者証が交付されているときは、その写しを含む。）
 (3)限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 (4)入院記録票の写し
 (5)住民票の写し
 (6)70歳以上で所得区分が一般の者は課税・非課税証明書類



⑤都道府県→患者（入院3月目又は4月目）
 ○参加者証を交付

⑥患者→医療機関（入院4月目）
 ○入院4月目の際に参加者証を提示して、自己負担1万円で受療



○ 指定医療機関から肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー

1 制度があることの説明（入院のときなど）

○ まず、肝がんや重度肝硬変の入院・通院患者さんがいらっしゃいましたら、医療費の助成を受けることができる制度がある旨を伝えてください。

伝えていただくことは次のとおりです。

- ① 所得要件（世帯の収入が約370万円以下）など、いくつかの条件があるが、条件を満たせば助成を受けることができる。
- ② また、助成を受けるためには、少なくとも、過去1年で既に3月、肝がんか重度肝硬変で入院していることが必要（※1）。このため、既に3月入院したことを証明するための記録である「入院記録票」（※2）を持っている必要がある。
- ③ 入院記録票は当院でお渡しできるのでいつでも申し付けてほしい。
- ④ 助成を受けるためには、お住いの都道府県に申請する必要がある。

（※1）肝がんや重度肝硬変での入院の医療費が、過去1年で既に3月高額療養費算定基準額を超えている必要があります。高額療養費が支給されている患者さんは、多くの場合（具体的には、70歳以上で所得区分が一般の場合以外の場合）、高額療養費の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けておられます。

（※2）「入院記録票」とは、指定医療機関において患者が肝がんや重度肝硬変の入院医療を受けたことを記録するものです。過去1年で既に3月、肝がんか重度肝硬変で入院していることなどを確認することができます。

○ 指定医療機関から肝がんや重度肝硬変患者への制度の説明フロー

2 制度の詳細の説明（入院のときや、過去1年で既に3月入院したときなど）

○ 患者さんが制度の詳細について聞きたいといった場合や、過去1年で既に3月入院しており、4月目以降の入院を見込んで助成を申請することが可能と思われる場合に、次の内容を説明してください。

また、助成を申請することが可能と思われる場合には、都道府県の担当部署を紹介してください。

- ① 助成を受けるためには都道府県で参加者証を発行してもらう必要がある。
- ② 参加者証の発行には、申請書と添付書類を提出し、都道府県の認定を受ける必要がある。

③ 申請書は当院にあるので申しつけてほしい。
(都道府県の担当課から受け取っておいてください。)

④ 添付書類として必要な書類（※3）がいくつかある。

(※3) 具体的には、(1)臨床調査個人票及び同意書、(2)被保険者証の写し（高齢受給者証が交付されているときは、その写しを含む。）、(3)限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し、(4)入院記録票の写し、(5)住民票の写し、(6)70歳以上で所得区分が一般の者は課税・非課税証明書類

⑤ 助成を受ける条件に、「研究事業への同意」というものがある。診断書に似た「臨床調査個人票」に「同意書」が一枚になっているもので、添付書類の一つとなっている。「臨床調査個人票」は、指定医療機関の医師が作成して患者に渡す。

⑥ 助成を受けることができる医療は、通院ではなく入院医療のみ。

⑦ 助成を受けるためには所得制限がある。被保険者証を確認してほしい。

- ・ 70歳未満→加入保険の所得区分「工」または「才」
- ・ 70歳以上→加入保険の所得区分「一般」または「低所得」（自己負担割合が2割か1割）

⑧ 肝がんや重度肝硬変の医療費の月額自己負担額が1万円になる。

⑨ 過去1年に既に3月、肝がんや重度肝硬変で入院し、かつ、その医療費が高額療養費の算定基準額（＝自己負担限度額）を超えたために高額療養費を加入保険から支給されていること（※4）が助成の要件となっている。

(※4) 高額療養費が支給されている患者さんは、多くの場合（具体的には、70歳以上で所得区分が一般の場合以外の場合）、高額療養費の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けておられます。

⑩ 4月目以降の入院医療費が助成対象となる。

医師の皆様へのお願い

1. 本事業では、**肝がん、重度肝硬変**（Child-Pugh分類B／C、7点以上）の患者さんの**入院医療費**の助成をすることができます。
2. 助成を受けるためには、過去1年の間に既に**3月**、肝がん、重度肝硬変で**指定医療機関**に入院した月があることが必要です。
この証明のために、「**入院記録票**」を持っている必要があります。

皆様の説明が、事業参加への契機となります。肝がん、重度肝硬変で入院予定、入院中、退院後の患者さんがいましたら、事業説明の**リーフレット**をお渡しください。

また、各病院で詳細な説明ができる担当者（部署）を決めていただき、そちらで説明を受けられれば、患者さんの事業参加につながっていくと考えられます。患者さんへの説明に向けた病院内での必要なご調整や担当者のご案内をお願いいたします。

周知用リーフレット

平成30年12月から

肝がん・重度肝硬変の 入院医療費への助成が 受けられます

医療費の自己負担額が
一定額を超えた月が、
年四か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- ▶ 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療(※1)を受けている
- ▶ 世帯年収が概ね370万円以下
- ▶ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合が対象です。

利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で**入院記録票**を受け取って下さい

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に**臨床調査個人票（診断書）**を記載してもらった上で、**同意書**に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、指定医療機関で**入院記録票**に入院の記録をしてもらって下さい

臨床調査個人票や**同意書**、**入院記録票**(※2)などを添えて都道府県に申請して、**参加者証**を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して**自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去12月で既に3月以上**あるときに、4月目から**自己負担額が月1万円**となるように助成を受けることができます

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が3月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」(肝ナビ)から、全国の指定医療機関を検索できます。



詳しくは以下の担当までお問い合わせください

都道府県の問い合わせ先

○各都道府県における事業の周知に活用していただくためのリーフレットのひな形を作成・配布

○医療機関等から、入院患者に事業の概要を周知していただくことを想定

○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の給付

<70歳以上>

		4月目	7月目
年収156～約370万円の場合	高額療養費基準額	57,600円	44,400円
	自己負担額	10,000円	10,000円
	公費助成額	47,600円	34,400円

		4月目	7月目
住民税非課税世帯Ⅱの場合	高額療養費基準額	24,600円	24,600円
	自己負担額	10,000円	10,000円
	公費助成額	14,600円	14,600円

		4月目	7月目
住民税非課税世帯Ⅰの場合	高額療養費基準額	15,000円	15,000円
	自己負担額	10,000円	10,000円
	公費助成額	5,000円	5,000円

<69歳以下>

		4月目	7月目
～年収約370万円の場合	高額療養費基準額	57,600円	44,400円
	自己負担額	10,000円	10,000円
	公費助成額	47,600円	34,400円

		4月目	7月目
住民税非課税者の場合	高額療養費基準額	35,400円	24,600円
	自己負担額	10,000円	10,000円
	公費助成額	25,400円	14,600円

(注1) 上記の表の横軸は、入院月数を表す。4月目以降の入院月のいずれも、その月以前12月以内に既に3月以上の高額療養費に係る要件を満たし、同一の指定医療機関から受けたものとする。

(注2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が該当する特定疾病給付対象療養においては、特定疾病給付対象療養の多数回該当の起算点が入院4月目となるため、入院4月目から起算して4月目以降となる入院7月目以降が特定疾病給付対象療養の多数回該当の基準額の適用対象となる。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施状況について (都道府県アンケート調査結果)

○平成30年12月時点における実施状況のアンケート調査を実施(12月6日時点)

質問1

医療費の助成について、平成30年12月診療分より開始しているか。

回答

状況	都道府県数	備考
12月診療分から実施	42	
12月診療分から実施の予定	4	要綱策定中など実施に向け準備中

※長野県は、県単独事業により実施。

質問2

指定医療機関について、既に指定を行っているか。

回答

状況	都道府県数	備考
指定を実施	28	<ul style="list-style-type: none">・指定医療機関数(回答時点):615・左記のうち、今後更にまとまった追加指定を行う見込みがある都道府県数:9
今後指定する予定	18	<p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none">・12月中に指定する見込み:12・指定手続中だが時期未定:3・申請受付中:2・要綱策定し次第、申請受付開始:1

質問3

患者への周知について、どのような取組をしているか。

回答(複数回答可)

※近日中に実施するものを含む。

周知方法	回答数
1. HPに掲載(県twitterへの掲載などを含む)	41
2. 広報誌に掲載	11
3. 庁舎・保健所等でポスター掲示・リーフレット配布	29
4. 新聞等マスコミによる周知	9
5. イベントで周知	8
6. 医療機関でポスター掲示・リーフレット配布	31
(内訳) 指定医療機関(27) 肝疾患連携拠点病院(23) 肝疾患に関する専門医療機関(17) がん診療連携拠点病院(5) その他の病院・診療所(8)	
7. 肝炎医療コーディネーターから周知	13
8. 他団体による周知協力	12
(例) 団体: 県医師会、郡市医師会、薬剤師会、病院協会、肝臓友の会、患者会、原告団 など 周知方法: 会報誌に記載、講演会において制度説明会を実施 など	